令和4年第4回定例会文教福祉委員会会議録

令和4年12月20日 午前10時 全員協議会室

出席者氏名

石嶋 照幸 委員長大野みどり 副委員長久米原孝子 委 員櫻井 速人 委 員金剛寺 博 委 員山村 尚 委 員加藤 勉 委 員岡部 賢士 委 員

執行部説明者

教育 大古 輝夫 健康づくり推進部長 長 坪井 龍夫 教育部長 中村 兼次 社会福祉課長藤ケ崎聡 生活支援課長 松本 博実 こども家庭課長 蔭山 大三 佐々木英一 介護福祉課長 健康増進課長 岡澤 幸代 新型コロナワクチン対策課長 飯田 啓司 健幸長寿課長 友信 勝美 沼尻 正宏 昇 一信 保険年金課長 スポーツ都市推進課長 教育総務課長 名島 正博 文化・生涯学習課長 国松 美浩 指導課長 本橋 聡 学校給食センター所長 岩井 務 教育総務課長 益子 正人(書記)

事 務 局

副 主 幹 大森 由香

議題

令和4年請願第3号

マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を求める請願書

議案第18号 令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)

議案第19号 令和4年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第20号 令和4年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和4年度龍ケ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和4年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

○石嶋委員長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は、静粛にお願いいたします。

また、会議中はマスクの着用をお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。

本日の議案の審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩をとりながら会議を進めて参ります。

また、説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応方針に基づき、 議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日、ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、令和4年請願第3号、議案第18号の所管事項、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の6案件です。

これらの案件につきまして、ご審議いただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に質疑は 一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔にお願いいたします。 会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、請願の審査に入ります。

令和4年請願第3号マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を 求める請願書の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

【事務局 請願朗読】

○石嶋委員長

この後、休憩中に文教福祉委員会協議会を開会いたします。 休憩します。

【休憩】

〇石嶋委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、各委員からご意見等ありましたら、お願いいたします。

久米原委員。

○久米原委員

請願者の方から切実な思いを伺って、同じ親としていろんな思いもあり、私もちょっと泣き そうになってしまった部分もあるんですけど、マスクや黙食のことは、国からしっかり下りてき て龍ケ崎としても、しっかりこういう方向性でやっていきましょうという通知に基づいて対策を していただいております。これが例えば、夏のちょっと下火になっているころの請願であれば、「そうですよね。そういうふうにしていきましょう。」と私も力強く思うことができるんですけど、ここにきて今、第8波が来ております。

例えば、昨日の茨城県の発生状況を確認しても龍ケ崎の数自体はわかりませんが、茨城県に おいては、一番多いのが10歳未満、2位が10代ということで、小中学生の年代の子たちは、感染 が増えている状況の中、学級閉鎖や学年閉鎖も起きてきておりました。

先日、櫻井議員も同じような質問をされたと思うんですが、その中の教育長の答弁で、こういう状況下の中でありますので、しっかり状況を見ながら進めていくというお話もありました。 今、インフルエンザも流行するかもしれない状況下の中で決して反対ではなく、賛成したい 気持ちはあるんですけど、しっかり状況を見ながら対策を進めていくのが大事かなと思いますの

○石嶋委員長

他ございますか。

で、今回は継続審査という形で考えております。

山村委員。

○山村委員

今回のお母さんたちの話、切実なことでマスクを一日中していると耳の後ろが痛くなって、1日何時間もやって苦痛なのは、私もとても実感しています。できるだけ、子どもたちには感染しないように対策をとりながらマスクも緩和してあげたい気持ちもあるんですけど、一方で世の中の直近の情報を見てみますと、龍ケ崎の学級閉鎖や学校閉鎖も起きているような状態で11月までは3~4件の学級閉鎖だけだったのが12月になって10件以上、学校閉鎖も起きていて、弱毒化は確かにされているんですけど、一緒にお住まいのおじいちゃんや病気の方に感染させてしまうことも考えなければいけないことでして、ここ数日間で茨城県もステージ3に上がりました。

国から各市町村に発出され、周知徹底もできていると思ったんですけど、私も教育委員会の 方でいろいろお話を伺ったところ、ご家庭にはメールで連絡するとか学校への指導も徹底して行っているということなので、マスクは緩和させたいですけど、今のところはもう少し我慢していただいて、決して反対ではありませんけど、私も継続審議とさせていただきたいと思います。

○石嶋委員長

他ございますか。

櫻井委員。

○櫻井委員

一般質問でも、質問させてもらいました。

教育長といろいろお話もさせてもらいました。

その中で、大人の黙食、口を押さえたり周りに気を使って小声でと気は使ってやってますけ ど、黙食はさすがにしてないですよね。夜も普通にみんなと会ってご飯も食べてるし、それを子 どもたちばかり、同じような話になるかもしれないですけど、課して黙ってご飯を食べようって いうのも本当に心が痛いというか、何度聞いても胸が締め付けられる思いで、それを想像するだ けでかわいそうと思います。かと言って、今皆さんおっしゃったように、実際コロナが増えてる のも事実ですし、この状況を見るとやっぱり子どもたちにばかりこういう思いをさせてというの は、工夫というか何かないのか模索してしまいます。要するに、そういうふうに私も考えていま す。逆に、教育長をはじめ皆さんに質問したいです。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

何名かの委員から継続という話もありましたが、私は採択すべきという立場、継続には反対 という立場でお話いたします。

この請願の趣旨に関して、本当にその通り賛同できるものだと思いますし、この請願事項の 継続審査の理由として、第8波が来ている中で状況を見てということでしたが、今回の請願事項 の内容を見ても、任意であることの周知だったり、黙食の工夫と改善を求めることですので、マ スクや黙食をやっても現に学級閉鎖なり何なりで、子どもの感染が増えている状況を考えると、 この請願を今採択したからといって感染が増えることは、まずないと考えられますし、これを引 き延ばして審査をする必要があるのか疑問に思っております。

やはり、一番は今回請願者の方も言っていたように、子どもの思いというところで市として、 議会としても受けとめるべきと思います。現場の先生方も本当に苦労されてると思いますが、市 の方針として、周知を徹底すること、感染対策を取りながら工夫してくださいということは市の 方から方針を示してあげた方が逆に先生方もやりやすくなるということもありますので、私は現 状を考えれば、今すぐにでも採択して龍ケ崎市の方針として示していくべきだと思いますので、 採択という立場でおります。

○石嶋委員長

他ございますか。

大野委員。

○大野委員

当初からマスクに関しては、いろんなご意見もいただいたり、私自身、自分の家庭でも話し合ってきました。当たり前のようにマスクをするという時代背景の中で過ごして学校生活をしている子どもや、ある程度給食の楽しみを味わった中で成長した子ども、いろいろな子どもの受けとめ方だったり、大人側の受け止め方だったりは違います。

コロナが長くなるにつれて、なんでマスクをするのかというのは、もちろん、コロナに感染しないようにということですけど。でも、日本人って怒られるから、先生に言われるから、周りを見て誰も外してる人がいないからとおかしくなってきてしまって。そういう気持ちや疑問に家庭の中で応えられなかったり、学校の中でも子どもに向き合っていろんな子どもの思いもあって、向き合ってあげられないのが長くなればなるほどそうなっていくんじゃないか。つらい思いでいる子どもたちの心に気が付いて吸い取ってあげられない、家庭の中でもそういう部分もあると思います。

この間、実際どうなのかと思って県の方にお会いした時に聞いてみました。

そんなに多くは聞かなかったですけど、給食の時間って短くて、うちの子どもは必死に食べておかわりしたい、お喋りしたい、マスクも嫌だという気持ちも家庭の中では、自分の子どもから一切聞いてないですということでした。コロナが広まって学級閉鎖という状況だから、親としてはそんな意見があったんですけど、今後続くであろうこの状態の中で、学校側とか親御さんとか、子どもの本当の気持ちに寄り添って聞かなければ、ストレスがどんどん広まっていくと思いますので、賛成ですけど、反対する理由はないですけど、でも今、白黒はっきりしていくことも難しいので、苦渋ですけど継続という意見にさせていただきます。

○石嶋委員長

他ございますか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

すでに一般質問で櫻井議員をはじめ、学校でのマスク着用についての一般質問があり、それ に対して、教育長から答弁があったところです。

その内容を見ると、11月25日に文科省が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針というものが出され、これは請願文書の中にも書かれてますけど、これを受けて、11月29日に文科省の事務連絡があり、教育委員会としても、この内容については学校にも連絡され、さらに12月9日には学校長会でも説明されたとの答弁がございました。

すでにそういう形で龍ケ崎市としても、この趣旨については説明され、学校側は給食時の机 の配置やさらに変更があった時の対応などいろんな形で実際の現場では工夫されることが多々あ ると思いますけど、そういう方向で今進んでいるところですから、出された請願については私は 賛成の立場にしたいと思います。

○石嶋委員長

他ございますか。

加藤委員。

○加藤委員

自分の家族、それから同居していない孫も新型コロナに感染しました。

家族でかかると国や保健所から指示された期間、家に居るのは大変で同居家族の中では私だけ感染しませんでしたけど、4人家族で1人感染して3人は一緒に寝ていて、他には感染しませんでしたが、10日間のうち5日間は県の施設に入っていました。

別居している、嫁いだ娘の家族が保育所から子どもが感染して、娘の旦那は相当重くて、その後、後遺症を引きずっていました。だから、人によって感染したときに軽い方と人によっては重い方がいて、上の孫は喘息がひどくて感染すると相当大変だよってピリピリしてて、小学校4年生で、柏ですが、ほとんど在宅で授業を受けていました。

そんな状況もあり、やっぱり子どもたちが元気に学校で友達と会話する期間は、年代年代に 応じてその時期にしか体験できないことがたくさんあると思うので、従来あった生活に戻ること が大事だと思っています。

いろいろ判断すると、感染が今増えているし、何人かの方からもありましたけど、県もステージ3にされてて、直近では市内の学校でも学校閉鎖を行っているところがありましたので、そういった状況をみて、金剛寺委員からもご紹介がありましたけど、教育委員会も国からの通知を受けてきちっと対応している状況を思うと、この請願趣旨に賛同するんですけど、今ではないと思うので、私は継続です。

○石嶋委員長

それではお諮りいたします。

令和4年請願第3号 マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を求める請願書につきましては、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、令和4年請願第3号は、継続審査とすることに決しました。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第18号令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)の所管事項について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

別冊2、議案第18号令和4年龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)についてご説明をさせて いただきます。

まず初めに、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費で上から二つ目の項目です。

文化会館管理運営費です。

こちらにつきましては、今年度、文化会館小ホールの改修工事として内装等の改修を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の調達に遅延が見込まれることから、令和5年度に繰越をさせていただこうとするものです。

○藤ケ崎福祉部副部長

第3表の債務負担行為補正(追加)です。

令和5年度当初より契約を履行するにあたり、令和4年度中に契約する必要があるため、債 務負担行為を設定するものです。

福祉部所管事項は、7ページの中ほど、支援対象児童等の見守り支援にかかる業務委託契約、一つ飛びまして、ふるさとふれあい公園管理運営業務委託契約(平成30年度追加分)、障がい福祉業務総合支援ソフト利用契約(令和4年度)、地域活動支援センター運営業務委託契約、一つ

飛びまして、避難行動要支援者名簿システム保守業務委託契約、ファミリーサポートセンター運営業務委託契約、さんさん館管理にかかる業務委託契約、駅前こどもステーション管理運営にかかる業務委託及び賃貸借契約、二つ飛びまして、八原保育所設備管理にかかる業務委託契約、八原保育所給食等調理業務委託契約(令和4年度)の10件です。

そのうち、ふるさとふれあい公園管理運営業務委託契約(平成30年度)につきましては、公園の指定管理業務委託料について、配置事業の変更に伴い当初指定管理料の不足分を追加するものです。

また、障がい福祉業務総合支援ソフト利用計画(令和4年度)及び八原保育所給食等調理業 務委託契約(令和4年度)が令和5年度からそれぞれ5年間、3年間の新規契約を行うため、設 定するものです。

○坪井健康づくり推進部長

続きまして、健康づくり推進部につきましては、7ページの下から11行目になります。

高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約、そして、7ページの下から二つ目、まいん「健幸」サポートセンター管理運営業務委託契約、その下、健幸マイレージシステム利用契約、次のページに入りまして、がん検診無料クーポン券等作成及び封入封緘業務委託契約、電子母子手帳サービス利用契約、定期予防接種にかかるワクチン購入費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約、二つ飛びまして、保健センター清掃業務委託契約の8件の債務負担行為を設定しております。

このうち、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約は、元気サロン松葉館の運営にかかる 費用のうち、一般会計に65歳未満利用者分として費用の5%を計上し、残り95%は介護保険事業 特別会計に計上しております。

同様に、まいん「健幸」サポートセンター管理運営業務委託契約は一般会計に10%、介護保 険事業特別会計に90%を計上し、健幸マイレージシステム利用契約は一般会計に50%、介護保険 事業特別会計に50%を計上しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約につきましては、集団接種がある場合に備えたものでして、現在、来年度以降にやるかやらないかについて、国の方から話がない状態でございます。9月までの会場設営やコールセンターなどの経費を計上しております。

○中村教育部長

続きまして、教育委員会の所管事項となります。

はじめに7ページ、下から6段目です。

学童保育ルーム運営業務委託契約(令和4年度)です。

次にその下です。

学童保育ルーム運営加配措置業務委託契約です。

続きまして、8ページをお開きください。

下から4段目で、特別支援教育支援業務委託契約、その下、外国語指導業務委託契約(令和 4年度)です。

次に、その下、AIドリル利用契約です。これは新規の事業となります。

こちらにつきましては、学習用端末において学習支援ツールを導入し、学校及び自宅等における個別最適化された学びを推進し、学力の向上を図る利用計画のための経費でございます。

次に、その下、教育センター清掃業務委託契約です。

続きまして、9ページです。

再上段、小学校施設管理にかかる業務委託契約です。

次にその下、ICTサポート支援業務委託契約です。

次にその下、中学校施設管理にかかる業務委託契約です。

次にその下、子どもの居場所づくり事業業務委託契約です。

次にその下、歴史民俗資料館施設管理運営にかかる業務委託契約です。

次にその下、歴史民俗資料館防犯カメラリース契約(令和4年度)です。

以上が債務負担行為にかかる説明となります。

続きまして、10ページをお開きください。

○藤ケ崎福祉部副部長

第4表の地方債補正の変更です。

ひまわり園施設整備事業は、ひまわり園デイサービス棟の防水改修工事の完了に伴う工事費 を減額したことによる地方債の変更です。

続きまして、12ページから13ページをお開きください。

歳入です。

款15国庫支出金、目1民生費国庫負担金です。

0004障がい者自立支援給付費です。

歳出の不足見込額の補正に伴う国4分の1の歳入を見込むものです。

0005障がい児施設給付費です。

同じく、歳出の不足見込額の補正に伴う国4分の1の歳入を見込むものです。

0001生活保護費です。

歳出の医療扶助及び介護扶助の不足見込額の補正に伴う国4分の3の歳入を見込むものです。

○中村教育部長

その下の枠になります。

0002子ども・子育て支援事業費(学童保育分)です。

これは電気料金高騰に伴う需要費の増額分と放課後児童支援員等処遇改善事業の国補助3分の1の歳入となります。

○藤ケ崎福祉部副部長

0008母子家庭等対策総合支援事業費です。

高等職業訓練促進給付金の歳出の不足見込額の補正に伴う国4分の3の歳入を見込むものです。

款16県支出金、目1民生費県負担金、0002障がい者自立支援給付費は、歳出の不足見込額の補正に伴う県4分の1の歳入を見込むものです。

○坪井健康づくり推進部長

その下、0004後期高齢者医療保険基盤安定等です。

後期高齢者医療保険事業特別会計の後期高齢者医療保険料等納付金(保険基盤安定分)に対する県の負担分でございます。

○藤ケ崎福祉部副部長

0004障がい児施設給付費は、歳出の不足見込額の補正に伴う県4分の1の歳入を見込むものです。

目2民生費県補助金、0004墓地埋葬等取扱費は、引取者がいないご遺体を市が火葬等を実施 した場合に死体検案書の作成費用、葬儀一式費用を負担するもので全額県の負担です。

○中村教育部長

その下の枠になります。

0003子ども・子育て支援事業費(学童保育分)です。

こちらにつきましては、国の補助金同様、県補助3分の1の歳入となります。

○藤ケ崎福祉部副部長

款22市債、目2民生費債です。

0001ひまわり園施設整備事業債です。

工事の完了に伴う減額です。

20ページから21ページをご覧ください。

○坪井健康づくり推進部長

ここから歳出になります。

なお、職員給与費等につきましては、各種手当等の執行状況による補正でございますので、 説明につきましては割愛させていただきます。

上から七つ目になります。

コードナンバー01030300国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

詳細は国民健康保険事業特別会計の中でご説明させていただきます。

○藤ケ崎福祉部副部長

01030600行旅死病人等一時援護事業です。

引取者がいない等の理由により、市が火葬等を実施した場合に発生する死体検案書の作成費 用、葬儀一式費用を2件分増額補正するものです。

目2社会福祉施設費、01031200総合福祉センター管理運営費です。

原油価格等の高騰による燃料調整費の急激な上昇と12月からの電気供給契約の切替に伴う不 足が見込まれる指定管理料を増額補正するものです。 01031300ふれあいゾーン管理運営費です。

ひまわり園デイサービス等防水改修工事の完了による不用額を減額するものです。

目3障がい者福祉費、01031700障がい者自立支援事務費です。

障がい者自立支援給付費の増加に伴う国保連への事務手数料の増加分です。

01031800障がい者自立支援給付事業です。

利用者1人当たりの利用日数の増加等に伴い扶助費を増額するものです。

22ページから23ページをお開きください。

目4老人福祉費、01032300介護保険事業特別会計繰出金です。

地域支援分の市負担分の職員給与費分を特別会計に繰出すものです。

○坪井健康づくり推進部長

その下、01032400後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。

詳細につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の中でご説明をさせていただきます。その下、01033200医療福祉事業(単独分)でございます。

執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

○藤ケ崎福祉部副部長

目1児童福祉総務費、01034200さんさん館管理運営費です。

電気料金の決算見込みにより高熱水費を増額補正するものです。

01034300駅前こどもステーション管理運営費です。

電気料金、上下水道使用料の決算見込みにより高熱水費を増額するものです。

○中村教育部長

その下、01034400放課後児童健全育成事業です。

これは光熱水費の高騰によりまして、現行予算に不足が見込まれることから増額をさせてい ただこうとするものです。

○藤ケ崎福祉部副部長

01034600特別児童扶養手当事務費です。

受給者数の減に伴う事務取扱交付金の返還金です。

01035200高等職業訓練促進費等事業です。

新規申請者の追加と毎年8月の児童扶養手当現況届の所得確認により、継続者の給付額が変更になったことに伴い増額補正するものです。

01035400障がい児施設給付事業です。

利用者数や1人あたりの利用日数の増加等に伴う扶助費を増額するものです。

24ページから25ページお開きください。

01035580子育て世帯新生活応援給付金給付事業です。

当該給付費につきましては、令和5年4月に新入学等を迎える、6歳・12歳・15歳・18歳の 児童に対し、1人当たり5万円を給付する事業について、7月に専決処分し了承をいただいてる ところですが、新型コロナウイルス感染症の長期化や食費等の物価高騰に直面する子育て世帯の 支援を目的として、5万円給付の対象とならなかった年代の児童に対し、児童1人あたり2万円 を給付するものです。

10月1日現在、市の住民基本台帳に登録され、6歳・12歳・15歳・18歳の児童を除いた0歳から17歳までの児童が対象となります。所得制限はございません。

10需用費は、給付金の給付にかかる消耗品費や封筒印刷などの事務費です。

11役務費は、給付決定通知などの郵送料です。

18負担金,補助及び交付金、補助金の子育て世帯新生活応援給付金は、対象児童約8,000人で 計上しております。

児童手当の受給対象者には、振込登録口座に令和5年1月末までの振込を予定しております。 また、口座情報がない対象児童につきましては、申請書兼請求書を送付し、必要資料を市に 提出後、1か月以内に指定された口座に振込んでまいります。

○中村教育部長

その下、01035599放課後児童支援員等処遇改善事業です。

これは放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を継続させていただくもので、放課後児童 支援員等の月額9,000円相当を賃金改善に係る経費を補助金として、委託業者に支出するもので す。

○藤ケ崎福祉部副部長

目3保育所費、01035900公立保育所管理運営費です。

電気ガス上下水道使用料の決算見込みにより、光熱水費を増額するものです。

目1生活保護総務費、01036200生活保護適正実施推進事業です。

これは、生活保護運営にかかる医療券などの郵送料の支出増に伴う増額補正です。

01036300生活保護扶助費です。

これは、被保護者の高齢化等に伴い重大疾病などにかかる医療費や施設入所などの介護費用 の支出が増額していることから医療扶助費・介護扶助費を増額補正するものです。

01036400災害援護事業です。

東日本大震災にかかる貸付金の償還金の今年度分確定に伴う不用額の減額です。 続きまして、26ページから27ページをお開きください。

○坪井健康づくり推進部長

上から三つ目、01040350まいん「健幸」サポートセンター管理運営費です。

電気料金の高騰により不足が見込まれるための増額でございます。

01041000好産婦健康診査等事業です。

令和3年度事業の実績額確定に伴い過大受入分につきまして、返還するものでございます。 01041700成人予防接種事業です。

印刷にかかる資材等の高騰により予防接種券などの印刷費用に不足が生じるための増額でご ざいます。

五つほど飛びまして、01042600保健センター管理運営費です。

電気ガス料金の高騰により不足が見込まれるための増額でございます。 35ページをお願いいたします。

○中村教育部長

上から2段目の大きな枠の中で01101950部活動指導員配置事業です。

ここで、歳入のところで説明を漏らしておりましたので、13ページをお開きいただければと 思います。

一番下の枠、0001部活動指導員配置事業です。

こちらにつきましては、教職員の働き方改革に伴い茨城県の部活動指導員配置事業に基づき、短時間勤務の会計年度任用職員を試行的に各中学校に1名ずつ計5名任用しまして、9月から部活動の指導員に従事してもらうため、その報酬と通勤手当相当分として旅費を計上し県の3分の2の補助金を見込んでいたところですが、県に申請をしたものの結果的に不採択となったことから、その不用額を減額させていただこうとするものです。

それでは、戻っていただきまして35ページをお開きください。

こちらにつきましては、今ほど申し上げました通り1名の採用となったことから、不用額を 減額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の大きな枠、01102700小学校管理費です。

こちらにつきましては、光熱水費の高騰によりまして、予算に不足が見込まれることから所 要額を増額させていただこうとするものです。

続きまして、その下、01102800小学校教育振興費です。

これは城ノ内小学校のGIGAスクール用の回線につきまして、ネットワークに接続がしに くくなったり、切断されるといった通信障害が見受けられることから、試行的に通信回線を変更 しようとするものです。

続きまして37ページをお開きください。

最上段の大きな枠の中で01103500中学校管理費です。

こちらは先ほど小学校管理費と同様に光熱水費につきまして、現行予算に不足が見込まれる ことから所要額を増額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の枠、01103800要保護・準要保護生徒等就学奨励費です。

こちらにつきましては、地方創生臨時交付金を活用した学校給食費3か月分の保護者負担の 無償化分と入学準備金につきまして、現在、中学校費に予算を計上させていただいておりますが、 事務の見直し等により、小学校費に予算を組み替えるため、所要額を減額するものです。

続きまして、その下の枠、01104150小中一貫校施設整備事業です。

こちらにつきましては、松葉・長山地区の施設一体型小中一貫校の整備に伴う基本設計発注 にかかる契約差金を減額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の枠、01104900サタデースクール推進事業です。

サタデースクールにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、 委託内容を変更して実施したことに伴い、委託料を減額させていただこうとするものです。 続きまして、下の枠、01105400中央図書館管理運営委託料です。

こちらにつきましても、光熱水費の高騰により現行予算に不足が見込まれることから所要額 を増額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の枠、01105450図書館北竜台分館管理運営費です。

こちらにつきましても、光熱水費の高騰により現行予算に不足が見込まれることから所要額 を増額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の枠、01105500歴史民俗資料館管理運営費です。

こちらにつきましても、光熱水費につきまして現行予算に不足が見込まれることから所要額 を増額させていただこうとするものです。

続きまして、その下の枠、01105600文化会館管理運営費です。

こちらにつきましても、光熱水費の高騰により現行予算に不足が見込まれることから所要額 を増額させていただこうとするものです。

続きまして、39ページをお開きください。

○坪井健康づくり推進部長

上から2段目、01106000体育振興活動費です。

スポーツレクリエーションまつりの開催見送りに伴う減額でございます。

○中村教育部長

最下段の枠、01106800学校給食運営費です。

こちらにつきましては、光熱水費の高騰によりまして現行予算に不足が見込まれることから 所要額を増額させていただこうとするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石嶋委員長

休憩いたします。

午前11時5分再開の予定であります。

【休憩】

○石嶋委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

執行部から説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

内容の確認でいくつか質問させていただきます。

初めに、21ページの01031800の障がい者自立支援給付事業について、障がい者訓練等給付費で5,200万円ほど追加がされていますが、今回の補正で内容的に特徴的なことがあればお聞かせ願います。

○石嶋委員長

藤ケ崎社会福祉課長。

○藤ケ崎社会福祉課長

障がい者自立支援給付事業のうち、ただいまご質問ございました訓練等給付費につきまして お答えさせていただきます。

訓練等給付費は、主に障がい者の方々の就労支援やグループホームの利用に伴う給付費になります。

龍ケ崎市内では近年、就労関係の事業所やグループホームが増加しており、それに伴って当該サービスを利用する障がい者の方が増加しております。

参考までに、直近1年間の新たに開設された事業所をご紹介させていただきます。まず、就 労継続支援B型の事業所が城ノ内、南中島町、小通幸谷町の3か所に開設しています。

また、自立訓練の事業所が上大徳新町に1か所開設されています。

次に、グループホームになりますと、定員20名ずつの障がい者のグループホームの中でもかなり大規模なグループホームになりますが、こちらが貝原塚町に1か所、小通幸谷町の1か所開設している状況です。

また、特徴的ということで金剛寺議員の方からありましたけど、ご紹介させていただいた小 通幸谷町のグループホームは、ふわふわ龍ケ崎といいますが、こちらが特に重度の知的障がいや 身体障がいに対応するグループホームとして設置されております。

従って、これまで介助を行っていた保護者の皆さんがかなり年を重ねて高齢期を迎えたことにより、在宅で介助を受けて生活されていた重度障がいの方々が小通幸谷のグループホームに大勢ご入居されました。いわゆる8050問題に対応する形でのサービス利用に繋がっているのが特徴かと思います。これらが給付金の増額の主な要因と考えております。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

小通幸谷にできた新しい重度の障がい者グループホームふわふわについては、私も建物は拝 見しているんですけど、全体で何床で今回入所された方は、みんな龍ケ崎市内の方でしょうか。

○石嶋委員長

藤ケ崎社会福祉課長。

○藤ケ崎社会福祉課長

ふわふわ龍ケ崎の定員につきましては、入居で20名、ショートステイで2名分用意されています。そのうち、龍ケ崎市民の利用については、昨日確認したところ定員のうち17名が龍ケ崎市民ということでした。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今のところはわかりました。 次にいきます。 高等職業訓練費等事業で117万4,000円計上されてますけど、先ほどの説明では新たに増加された方と今までの方の追加の経費計上ということでした。新しく追加された人数とその方が目指されている資格について伺います。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

まず今回、増額補正になった要因ですが、訓練促進給付金につきまして本年8月からの新規申請者1名分の追加及び、すでにこちらの事業を利用されている方のうち、児童扶養手当現況届の所得確認を毎年8月に行っておりますが、こちらで訓練促進給付金の月額が変更になった方3名分の増になったことによるものです。

次に、ご質問いただきました訓練促進給付金に該当する資格になりますが、大部分は国家資格になります。主なものとして、准看護師を含む看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理容師または美容師などがございます。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今のところはわかりました。

次にいきます。

25ページの子育て世帯新生活応援給付金給付事業のところで、新入学生への内容については、12月に支払いということでお聞きしてますが、この支払いは実際にいつになるのか。また、今回新たに新入学生を除くすべての子どもに2万円となりましたけど、これについては先ほど、1月末の支払いということで説明がありましたが、年末年始で事務手続きも大変だと思うんですけど、どのような手続きで1月末に支払われるのかお聞きします。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長

○蔭山こども家庭課長

まず、一番最初のご質問になります。

先に支給対象になりました、市に口座情報がある申請不要の6歳・12歳・15歳・18歳の4年齢に1人当たり5万円を給付する世帯数及び児童数をご報告させていただきます。

1,661世帯、1,913人分になります。

1,913人分の合計で9,565万円になりますが、こちらの口座振込日は12月23日金曜日を予定し ております。

次に今回追加となる5万円給付対象の4年齢を除くその他17歳以下の児童1人あたり2万円の給付対象者数ですが、先ほどご説明しましたとおり、8,000人程度を見込んでおります。

こちらの手続方法、給付予定日につきましては、市に口座情報がある世帯につきましては、 5万円給付対象年齢と同様に申請不要のプッシュ型で指定口座への振込みを予定しております。 また、口座情報がない世帯については、令和5年1月中に対象者宛に申請書等を送付いたします。必要書類を返送いただきまして、その後1か月以内に振込を予定しておりますが、名称のとおり、新生活のためにお使いいただくお金であるといった性格上、申請期限を2月28日までとさせていただいております。令和5年3月末までには口座振込を完了して、令和5年4月以降にお使いいただけるように順次進めて参りたいと考えております。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

そうすると、口座情報がある方には自動的に振込むということで、個人情報がない方がどの くらいかわからないですが、それですと事務手続きも簡単だと思いますけど、それぞれの対象の 方への連絡や通知は、どんな形で出されるんでしょうか。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

基本的には児童手当の口座情報のある15歳以下につきましては、ほぼ振込予定日をお知らせするのみの通知一回になります。その他の16歳・17歳の世帯や個人情報がない世帯につきましては先ほどのご説明と重複になりますけれども、申請書・請求書また、口座情報をいただく必要がございますので、返送いただいてから振込手続きといった流れになります。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

わかりました。

次に、35ページの01101950部活動指導員配置事業は、先ほど説明がありましたように各中学校に1名の配置予定だったけど、今回減額予算となってますので、このうち、何名配置できたのか。また、申請を出したが通らなかったといった話もありましたが、要件がもともと厳しいという話だったんですけど、その辺の内容についてお伺いいたします。

○石嶋委員長

本橋指導課長。

○本橋指導課長

今、議員からご指摘いただいたように5名分の指導員の経費を予算として計上しておりまして今回、配置できたのは1中学校に1人配置しております。

具体的には、城ノ内中学校に1名の配置となっております。

元教員の方で部活動指導の経験がある方、現在、陸上部の顧問をしております。

その他、何件かお問い合わせをいただいております。

問い合わせをいただいて、上手くいかなかったケースを紹介したいと思います。

一つ目は、ご本人が教えたい部活動と学校が指導者を求める部活動とが合致しないというケースでした。この部活については、具体的に言うとバスケットボールだったんですけど、学校の顧問の方はやりたいというところで、なかなか部活動指導員としては、配置できなかったという例があります。

その他の例は、部活動指導員の業務内容についてお話をすると特に休日等、練習試合や大会など部員の引率を1人で行ったり、保護者との連絡調整を先生なしで行うという話を聞いたときには、ちょっとそれでは責任が重すぎるという理由で難しいとお答えをいただいてお断りをされたという内容がございます。今年の様子を踏まえて、今後の連絡調整に活かしていきたいと思います。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

業務内容も見させていただきましたけど、厳しいというか難しい内容になってますので、とりあえずは1名配置できたということで、仕方ないかなと思うところです。

最後にもう一点だけ、違うところで質問します。

37ページの01004900のサタデースクール推進事業で減額の補正となっていますが、先ほどの 説明では委託内容を変更したというお話だったんですけど、変更内容についてお聞きします。

○石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

○国松文化・生涯学習課長

今年度のサタデースクールにつきましては、新型コロナ感染症の影響を考えまして、時間の 見直しをしました。

当初の予定では、土曜日の午前9時から昼食を挟んで午後5時までと考えておりましたが、 昼食はとらないことにして、午前の部と午後の部に分けてそれぞれ活動を行いました。

午前の部は、9時30分から12時まで、午後の部は、1時から3時30分。

少し短めにはなりましたが、それぞれ2時間30分の学習時間に変更いたしました。

次に実施件数につきましても、当初は6月から3月の間で10日間を予定しておりましたが、 1回減らして9回としました。また、減らした1回分についての対応として、拡充サタデースク ールということで実施をしている小学校、今回は、長山小、馴馬台小、久保台小。久保台小は今 週24日に行います。それらの小学校を対象にしまして、それぞれコミュニティセンターを使用し て実施をしました。

開設時間の縮小、実施回数の変更等によりまして、学習内容の方も自主学習を定着させる時間を多く設けました。コーディネーター推進員、サポーターの配置や外部講師の削減などもありまして、人件費を始め、求人広告等の削減により委託料の減額にいたりました。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

以上です。

ありがとうございます。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

1点気になったところで質問させていただきます。

37ページの01104150小中一貫校施設整備事業で施設一体型小中一貫校の整備工事の基本設計の委託料が補正前3,799万円から2,083万円減額ということで、結構大きな割合だと思うんですけど、整備方針に大きな変更が生じたことによるものなのか、減額の理由についてもう少し詳しくお聞かせください。

○石嶋委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

こちらは、落札率がかなり低い状況になってまして、契約の手続き上、入札にあたっては、 入札金額に対して内訳書があります。内訳書は、人件費と経費で構成されています。人件費については、他者の入札者と比較したところ決して安くはなかったです。もっと安い人件費で挙げている入札者も数社ございました。どこを落としているのかとなりますと、経費をかなり落としていて、人件費などの経費を落としているから企業努力となると思います。設計方針に関しては、変更は一切ございません。

○岡部委員

企業努力ということで市の方から減額要求をして、それに応えてもらった形なのか、落札業 者の方からこういう形で委託料決定となったんでしょうか。

○石嶋委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

業者さんがこの仕事をとりたくて頑張って入札を経たと解釈しています。

○岡部委員

基本設計なので、これから実施設計や工事だと思いますが、小中一貫の整備事業に関しては、 市として規模とか方針も特別変更なくやっていくということですか。先ほどと質問重なってしま うかもしれないですが。

○石嶋委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

基本方針は、基本的に仕様書の中で細かく定めていまして、今年度当初5月31日に早期発注で契約を締結しました。

今まで施設整備は老朽化対応、元の建物に戻すという形が多かったんですけど、これからは 老朽化だけでなく、バリアフリーとか必要な校舎の増築だけでなく文部科学省の提唱している新 しい時代の学びを実現する学校施設のあり方ということでICT教育も入ってきて、教室の大き さも狭いと言われております。エコスクールといいまして、省エネルギー化を発揮した建物あと は、防災機能とかですね。あと、エレベーターの設置といったものを取り込むと同時に子どもた ちの意見もアンケートを取り、保護者の声もお聞きしながら今設計をしているところです。

それと、補助金の採択要件もいろいろ条件がありますので、今後精査しながら子どもたちの 学校生活に支障が出ないようなスケジュールを組んでいきたいと思ってます。

○石嶋委員長

加藤委員。

○加藤委員

今のやりとりを聞いて、質問したくなったので同じく37ページの小中一貫校の施設整備事業の委託料の基本設計なんですけど、今の説明だと3,799万円から2,000万円減額だから半分以下ですよね。業者さんが取りたいって言ってたけど、きちんとできるのかちょっと心配するんですよ。だから、実施設計が上がってきたものをきちっと管理していかないと。

聞きたいのは、人件費はきちっと見てるけど経費の部分は落としてって話ですが、具体的に 経費というのは何のことを指しているのか教えてください。

○石嶋委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

具体的には、会社の経費と設計にかかる、例えば、設計者の移動する交通費とか資料を作る 資料代とかいろいろ設計にかかる費用はかかると思うので、そういったところがメインです。

○加藤委員

私の認識だと設計って基本的に人件費が主で交通費、移動の金額ってそんなに変わらないと 思うんで。これで落ちたからできるんでしょうけど、きちっと管理監督してもらうことを要望し ます。

○石嶋委員長

他ございませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第18号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第19号令和4年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について執行部から説明願います。 坪井健康づくり推進部長。

○坪井健康づくり推進部長

それでは、別冊2の61ページをお願いいたします。

議案第19号令和4年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 をそれぞれ73億4,395万3,000円とするものでございます。

64ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。4件の債務負担行為を設定しております。

いずれも、令和5年度当初から履行が必要であり、令和4年度中の契約が必要となるために 債務負担行為を設定するものでございます。

67ページをお願いいたします。

一番上の0002特別調整交付金(市町村分)でございます。

歳出の傷病手当金の増額に対する県の補助金でございます。補助率が10分の10です。

その下、国民健康保険事業職員給与費等繰入金でございます。

歳出の給与費の減額等に伴う減額でございます。

その下、国民健康保険支払準備基金繰入金です。

葬祭費及び還付金に対する基金の繰入でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

職員給与費等につきましては、各種手当等の執行状況による補正でございますので、説明は 割愛させていただきます。

上から三つ目、02021400葬祭費です。

執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

その下、傷病手当金です。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、傷病手当の申請も増えております。

現在予備費で対応している状況であることから、速やかに給付ができるよう増額をするものでございます。

一番下の02070100一般被保険者保険税還付金です。

執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石嶋委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑などはありませんか。

【なし】

○石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

○石嶋委員長

続きまして、議案第20号令和4年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について執行部から説明願います。

藤ケ崎福祉部副部長。

○藤ケ崎福祉部副部長

別冊3の1ページをお願いいたします。

議案第20号令和4年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ849万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,373万4,000円とするものです。

4ページから5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正の追加です。

令和5年度当初より契約を履行するにあたり、令和4年度中に契約する必要があるため、債 務負担行為を設定するものです。

このうち、福祉部所管事項は1行目です。

納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約、その下、介護事業所台帳管理システム保守業 務委託契約、4つほど飛びまして、徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託、その下、食の自 立支援事業配食サービス業務委託契約、その下、介護給付適正化支援総合システム保守業務委託 契約の5件になります。

○坪井健康づくり推進部長

同じく健康づくり推進部の所管となるものでございます。

3行目の介護予防講座にかかる業務委託契約から四つ、健幸マイレージシステム利用契約まで及び下から四つ目の在宅医療連携相談室運営業務委託契約から一番下の認知症カフェ運営業務委託契約まで合計8件が所管となります。

このうち、生活支援事業にかかる業務委託契約が新規事業となります。

コミュニティセンター単位に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題に対して助言 等を行い、地域の活性化を促すとともに必要な支援につなげる体制の構築を図ろうとするもので ございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

1番上の0001地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分から七つ目の0001地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金までは、いずれも歳出事業費の変動に伴う介護保険制度の規定による国や支払基金・県・市の負担額の調整によるものでございます。

○藤ケ崎福祉部副部長

その下、0001介護保険事業職員給与費等繰入金です。

一般会計からの職員給与費分の減額です。

0001介護保険支払準備基金繰入金です。

地域支援事業の不足分を介護保険支払準備基金から繰り入れるものです。

8ページから9ページをお開きください。

○坪井健康づくり推進部長

歳出です。

05030100第1号事業支給費です。

上半期の執行状況から不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

三つ目の05031500在宅医療・介護連携費です。

地域包括支援センターの委託に向けまして、当初予定より2回ほど会議開催の増加を見込ん でおり、そのため増額するものでございます。

一番下になります。

05031800介護予防・日常生活支援総合事業審査支払手数料でございます。

第1号支給事業の増額に伴う増額でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

4ページの債務負担行為の補正で新規事業ということで、生活支援事業にかかる業務委託契 約について、コーディネーターさんを使って地域活性といった説明がありましたが、もう少し委 託内容やコーディネーターさんがどういう人なのか、新規事業なのでお聞かせいただきたいと思 います。

○石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

○友信健幸長寿課長

地域支援事業の中で平成27年度から新しく定められたもので、生活支援体制整備というものがあり、地域づくりを住民と一体となって進めていこうという事業がございます。できれば、コミュニティセンターか協議会を活用しながら進めていこうと思ったんですけど、地域住民の皆さんに理解していただくのが難しくて、この間、話が進んできませんでした。

社会福祉協議会では各コミュニティセンターに担当職員を派遣し、コミュニティ協議会とか コミュニティセンターの会議に出席しております。社会福祉協議会と協議を進めて参りまして、 社会福祉協議会の地域担当職員にコーディネーターの役割を担っていただき、今後役割を持って コミュニティセンターに関わっていただくことで先般決まった次第で、そのための委託料という ことで、社会福祉協議会さんに関わっていただくのが一つ。

それから、生活支援体制整備の中で生活支援サポーターという事業を総合事業の中でやって おります。

研修は、100名以上の方に修了していただいてますが、なかなか活躍の場を見出すことができず、この間推移しておりました。市民活動とか、支え合い・助け合いの活動を今後進めていく上で、生活支援サポーターさんを活用していきたいということで、そういう活動をしたいという方々の受け皿となる拠点をお願いする予定でおり、その拠点のための費用も計上しております。以上、2点が大きな役割になっております。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうすると、社協に関わってもらうのは、各コミュニティセンター全てということなんでしょうか。

○石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

○友信健幸長寿課長

議員おっしゃる通りです。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

生活支援サポーター活用の受け皿とか、これから楽しみな事業で期待しておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○石嶋委員長

他ございませんか。

【なし】

○石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第20号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第21号令和4年度龍ケ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算 (第3号) について執行部から説明願います。

藤ケ崎福祉部副部長。

○藤ケ崎福祉部副部長

別冊3の19ページをお開きください。

議案第21号令和4年度龍ケ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第3号)、引き続き、21ページをお願いいたします。

第1表の債務負担行為です。

児童療育施設清掃業務委託契約について、令和5年度当初より契約を履行するにあたり、令和4年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

【なし】

○石嶋委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第21号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号令和4年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

○坪井健康づくり推進部長

別冊3の25ページをお開きください。

議案第22号令和4年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,937万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,280万4,000円とするものでございます。

26ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

2件の債務負担行為を設定しております。

いずれも、令和5年度当初から履行が必要となるため、令和4年度中の契約が必要でございますので、債務負担行為を設定するものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一番上の0001後期高齢者医療事務費等繰入金は、歳入歳出の差し引きによる不足分を計上するものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金は低所得者への保険料の軽減措置に対し県が4分の3、市が4 分の1を負担したものが一般会計から繰り入れられるもので交付額の確定による増額でございま す。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金精算金は県後期高齢者医療広域連合納付金の精算に よる市への返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

人件費につきましては、職員手当等の執行状況による補正でございますので、説明は割愛させていただきます。

四つ目の07010400後期高齢者医療保険料徴収事務費です。

執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

その下、07020100後期高齢者医療広域連合納付金です。

保険基盤安定納付金及び令和3年度医療療養給付費負担金のそれぞれの額の確定に伴う増額 による広域連合への追加納付分でございます。

説明は以上です。

○石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

【なし】

○石嶋委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第22号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

おつかれさまでした。